

【細則改定報告書】

横浜市立港南台第二小学校 P T A 細則改定のご報告

令和 5 年度 4 月の運営委員会におきまして、次の内容の通り P T A 細則を改定することを決定いたしましたのでご報告申し上げます。

1. 改定内容

細則	改定前	改定後
8	本細則は、P T A 規約施行日より施行する。 令和 3 年 3 月 15 日 細則を改定 令和 3 年 6 月 3 日 細則を改定 令和 4 年 11 月 1 日 細則を改定	通信費について 通信費については、下記基準により支給するものとする。 (1) 1 年間の通信費として、運営委員会については 3,000 円支給するものとする。 (2) 1 年間の通信費として、各委員会の委員長および副委員長については 1,000 円支給するものとする。 (3) 通信費の支給については、現金支給とし、各自、領収証に署名・捺印の上、受領する。 (4) 通信費の支給については、年度末総会の日 に支給するものとする。
9		本細則は、P T A 規約施行日より施行する。 令和 3 年 3 月 15 日 細則を改定 令和 3 年 6 月 3 日 細則を改定 令和 4 年 11 月 1 日 細則を改定 令和 5 年 5 月 10 日 細則を改定

2. 改定理由

慣習的に実施されてきたが規定がなかったため、改めて明確化する為。

3. その他

改定版につきましては、本校ホームページの左側メニュー“P T A”の項目に掲載いたします。